

令和 8 年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかる映像コンテンツ制作業務委託仕様書

1 業務名称

令和 8 年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかる映像コンテンツ制作業務委託

2 業務目的

「空飛ぶクルマ」は、電動化、自動（自律）化といった航空技術や、垂直離着陸などの運行形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段であり、都市部での送迎サービス、離島や山間部での移動手段、災害時の救急搬送などの活用が期待されている。

空飛ぶクルマの社会実装に向けて、市民等に対し空飛ぶクルマの概要や安全性、市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについての理解促進を図る映像コンテンツを作成し、さらなる社会受容性向上に取り組む。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日まで

4 履行場所

大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATC ビル O' s 棟南館 4 階
大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課（事業創出）

5 業務内容

「空飛ぶクルマ」理解促進のための映像コンテンツ制作

- 空飛ぶクルマの理解促進を図る映像コンテンツの制作にあたっては、本業務の目的のとおり、市民及び市内事業者等に対し、空飛ぶクルマの概要や安全性、社会実装により市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについて、具体的なユースケースや事例等を踏まえ、理解促進を図る内容とすること。

① 本市ホームページ、YouTube チャンネル及び本市施設等で放映する「空飛ぶクルマ」を分かりやすく解説するための映像コンテンツについて、2分～3分程度のものを制作すること。なお、動画の再生時間については目安であり、企画に応じた最適な再生時間とすること。ナレーションは日本語とし、キャプションは日本語及び英語で制作すること。対象者は、小学生高学年程度から高齢者までの幅広い年齢層とし、世代等を問わず興味や関心を持ちやすい内容とすること。

② 本市の「空飛ぶクルマ」社会受容性向上事業における以下のアンケート結果を参考に制作すること。

Q：空飛ぶクルマが実現すれば、どのようなシーンでの活用を期待しますか？

回答	割合 (%)
日常の移動手段	31
観光／レジャー	22

災害対応	22
救急救命	20
物流	5

Q：空飛ぶクルマに対する疑問はありますか？

回答	割合 (%)
落ちないのか	58
自動（無人）運転になるのか	24
本当に環境によいといえるのか	10
音がうるさいのではないか	8

- ③ 映像コンテンツ（動画）には、「空飛ぶクルマ」の実機が大阪市内を飛行する実写映像を挿入すること。挿入映像は、『大阪府、大阪府と株式会社 SkyDrive との「空飛ぶクルマ」の実現に向けた連携協定書』に基づき、株式会社 SkyDrive の映像（下記参照）のうちの一部とし、映像使用料は無償とする。映像の提供方法については、発注者と協議のうえ決定する。

【タイトル】

SkyDrive Summer Demonstration Flights at Expo 2025 in Osaka | August 16, 2025

【URL】

https://youtu.be/e9aD9Gmiiwg?si=_ciGpxIKrBeFyAEt (mp4 形式, 4K 解像度)

【タイトル】

SkyDrive Osaka Vertiport Public Demonstration Flight: September 2025

【URL】

<https://youtu.be/FbyZboE8SdE?si=6Hsi3l4fs6aLHa17> (mp4 形式, 4K 解像度)

※株式会社 SkyDrive の映像使用における注意事項

- ・映像使用時は、該当画面内に「映像提供：SkyDrive」又は「©SkyDrive」のクレジットを挿入すること。
- ・周囲の背景に削除が必要なものは含まれていない。

- ④ 「空飛ぶクルマ」に関する情報については、経済産業省 HP「空の移動革命に向けた官民協議会」及び大阪府 HP「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」を確認し、各 HP において掲載されている内容・目的に沿ったものとする。

■ 経済産業省 HP「空の移動革命に向けた官民協議会」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/air_mobility/index.html

■ 大阪府 HP「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/index.html>

⑤ 映像コンテンツ（動画）の内容については、発注者と協議しながら制作すること。

（参考）公開中の映像コンテンツ（動画）

【概要編】 <https://www.youtube.com/watch?v=6-NBAa0WgNM>

【行政課題の解決編】 <https://www.youtube.com/watch?v=Z7XNC4GbmQQ>

※上記で公開している映像コンテンツ（動画）は、本業務完了後、新たに納品された映像コンテンツ（動画）に差し替えます。

6 業務実施にあたっての留意事項

・業務計画

受注者は、業務に先立ち、業務の実施体制・実施内容・スケジュール等をまとめた業務実施計画書を、契約後 14 日以内に提出すること。なお、スケジュールに変更が生じた場合は、速やかにスケジュールを見直し、発注者に提出すること。

・業務実施体制

受注者は、発注者の目的及び意図を十分理解したうえで、本業務を管理及び統轄する業務責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

・プレビュー（映像によるチェック）

受注者は仮編集時及び納入前の段階で必ず、発注者によるプレビュー（映像のチェック）を受けるものとする。プレビューの結果、修正が生じた場合、受注者は速やかに映像の修正を行うこと。

7 成果物の納品

・成果物 各 2 部

① 映像コンテンツ（動画）データ（ア～ウ）を収録した電子媒体（DVD等）

ア インターネット動画サイトアップロード可能データ形式

イ デジタルサイネージ再生可能データ形式

ウ DVDプレイヤー再生可能データ形式

② 業務実施報告書を収録した電子媒体（CD、DVD等）

8 成果物の提出先

大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課（事業創出担当）

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10 ATC ビル O's 棟南館 4 階

9 その他

(1) 本業務における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、全て契約金額に含まれるものとし、使用許諾等を得ていること。

(2) 成果物が第三者の著作権などを侵害したことにより当該第三者からの成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

- (3) 本業務において撮影を行う場合は、受注者において各種賠償責任等必要な保険に加入すること。
- (4) 本業務において制作した映像コンテンツ（動画）は、本業務だけでなく、大阪市のホームページやその他様々な媒体、他の啓発事業等での活用を想定しており、それらを踏まえた内容とすること。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (6) 本業務にかかる協議、打合せ等に係る必要経費を含め、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の経費を負担しない。
- (7) 受注者は、本業務の実施にあたっては各種関係法令及び条例等を遵守し、適正な業務運営に努めること。
- (8) 本業務において、成果物等を電子データで提出する際には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなど、成果物等に不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。なお、データ形式、アスペクト比等については、納品前に発注者と十分調整すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けると。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けると。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。